民俗博物館古民家破損度調査委託業務 仕様書

Ⅰ. 概要

1. 委託業務名　民俗博物館古民家破損度調査委託業務

2. 業務目的　文化財建造物の中長期的な修理計画を立案するため、奈良県立民俗博物館の古民家（建造物）、計 15 棟について、破損等の状態を把握する。

3. 履行期限　平成 30 年 3 月 23 日

4. 業務概要　本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 現況把握の現地調査（別紙リスト参照）

(2) 調査結果を現況調査シートとしてデジタルデータ化

(3) 修理工事に係る概算見積（移築の場合も含む）

Ⅱ. 仕様

1. 一般事項

(1) 本業務は奈良県契約規則により遂行する。

(2) 打合せは業務開始時のほか、概ね月 1 回程度行うこととし、その時点での成果物を提出するものとする。

(3) 古民家の管理者である民俗博物館との連絡調整は基本的に県文化資源活用課が行う。

(4) 調査に当たっては細心の注意を持って履行し、対象建物が毀損する恐れがある場合は養生を行い実施する。

(5) この仕様書は概要を示すものであり、業務執行に際して、本書に明記のない事項及び疑問を生じた場合は、すべて担当係員の指示に従って誠実に工事を遂行すること。

(6) 比較的軽微な仕様変更に伴い、対象数量及び手間の増が生じた場合でも、契約金額は変更しない。

2. 業務対象

奈良県立民俗博物館内に所在する古民家。別紙リストの計 15 件の建物。数量は以下の通りである。

① 重要文化財

総数 3 棟

② 県指定文化財

総数 10 棟

③ 無指定

総数 2 棟

3.業務内容

(1)現地調査

① 破損調査（目視・打音検査など）

② 写真撮影（１棟につき 30 枚程度）

・全景(四周：約 8 カット)

・破損箇所詳細

③ 管理者へのヒアリング

・修理の要望、意向

・破損箇所について

・管理状況

(2)カルテ作成

・別添［様式１］現況調査シートに現地調査内容と、破損箇所写真の添付をおこなう。

※現地調査内容は記入例参照

・別添［様式２］写真添付シートに全データの添付をおこなう。

・別添［様式３］屋根伏図添付シートに屋根伏図の添付をおこなう。

(3)写真整理

現地調査で撮影した写真データ１枚毎に分類番号及びキャプション（撮影場所、方角、破損状況のコメントなど）を入力し建物毎にフォルダに収納する。

(4)概算見積

近時根本修理が必要な全棟に関して修理方法の提案とともに工事に係る概算見積を行う。

また、移築する場合に必要な工事に係る概算見積を行う。

4.納品物

業務成果による納品物は以下の通りである。

・事業報告書　　A4 版簡易製本　2 部

1. 業務概要
2. 作業日誌
3. 作業写真

・現況調査シート　　A4 版簡易製本、記録メディア焼付データ　各 2 部

1. ［様式１］現況調査シート
2. ［様式２］写真添付シート
3. ［様式３］屋根伏図添付シート

・写真データ　　記録メディア焼付データ　2 部

成果物納品場所は奈良県文化資源活用課及び奈良県立民俗博物館（各 1 部）とする。

Ⅲ. その他

1. 公契約条例に関する遵守事項

下記『公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）』を遵守すること。

2. その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

3　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。